

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	筑紫野市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	筑紫野市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険における、被保険者の資格に係る事務、賦課に係る事務、受給者に係る事務、給付に係る事務を行う。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、算定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収（年金からの天引）などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧負担限度額認定や給付制限の実施 ⑨給付実績や介護保険受給者台帳の管理 ⑩高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給
③システムの名称	1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 介護認定審査会支援システム 5. 国保連インターフェース
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1,2,3,5,6,42,56,65,69,80,83,86,87,116,125,128,132,156の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険担当
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス権限下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小限とし、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新も実施している。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

[illegible]